

沖縄県立芸術大学芸術文化研究所研究員規程

令和3年11月11日

沖芸大規程第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、学外の研究者との交流を図ることによって、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所（以下「研究所」という。）の研究に寄与するため、研究所に置く研究員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究員の種類)

第2条 研究所に置く研究員は次のとおりとする。

- (1) 客員研究員
- (2) 共同研究員

(客員研究員)

第3条 研究所及び本学の学術研究の交流・国際交流を推進するため、学外の研究者が研究所において研究活動に従事する事を希望する場合、客員研究員として受け入れることができる。

2 客員研究員として受け入れることができる者は、大学の助手又はこれと同等以上の研究業績を有し、大学あるいは研究機関に属している者とする。

(共同研究員)

第4条 共同研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れることができる。

- (1) 研究所の教員が学外の研究者と共同研究をする場合。
- (2) 研究所の教員が特定の研究の発展のために、学外の研究者の協力を必要とする場合。
- (3) 前各号に準ずる場合

2 共同研究員として受け入れることができる者は、大学院修士課程修了と同等以上の研究業績を有している者とする。

(受け入れ先)

第5条 客員研究員及び共同研究員（以下「研究員」という。）の受け入れ先は、研究所の芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門のいずれかとする。

(申請)

第6条 研究所の教員は、研究員を受け入れる必要のある場合は、研究員申請書（様式第1号）により、履歴書及び研究業績書を添えて研究所長を経由して、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合、研究所教授会の議により、受入れを承認したときは研究員受入許可書（様式第2号）を、研究所長を経由して申請者に交付するものとする。

(研究期間)

第7条 研究期間は、1年以内とする。ただし、学長が特に必要があると認める場合には、延長することができる。

2 前項の延長申請は、前条を準用するものとする。

(身分の取扱)

第8条 研究員と公立大学法人沖縄県立芸術大学との間には、身分関係は生じないものとする。

2 研究員には、給与その他の給付は支給しない。ただし、研究の内容により、所定の旅費・報償費等を支給することができる。

(施設の利用)

第9条 研究員には、研究に必要な範囲内で、施設設備の利用を認めることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和3年11月11日学長決裁)

この規程は、令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

研究員申請書
(客員研究員・共同研究員)

令和 年 月 日

沖縄県立芸術大学長殿

(申請者職・氏名)

印

下記の者を沖縄県立芸術大学芸術文化研究所研究員として受入れていただきたく、別紙関係書類を添え、申請します。

記

ふりがな 氏名		性別	
		生年月日	
現住所			
新住所(予定)			
所属機関 及び職名			
最終学歴			
研究歴及び 職歴の概要			
研究内容			
研究 期間	令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで	受入部門・ 教員名	

注1 新住所は、研究員となった後の住所を記入すること。

注2 別に、履歴書及び研究業績書を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

研究員受入許可書
(客員研究員・共同研究員)

令和 年 月 日

殿

沖縄県立芸術大学長

令和 年 月 日付で申請のあった沖縄県立芸術大学芸術文化研究所研究員の受入れについて、下記のとおり許可します。

記

ふりがな 氏名		性別	
		生年月日	
受入期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
受入部門・ 教員名			
研究内容			
備考			